

# 土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されました。



## 基礎調査の実施

都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

## 土砂災害警戒区域の指定 〈土砂災害のおそれがある区域〉

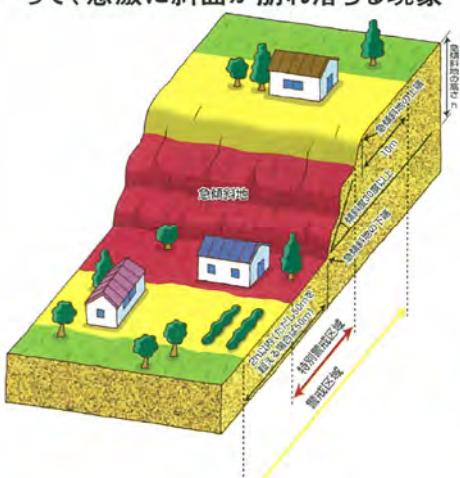
## 土砂災害特別警戒区域

〈建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域〉

こんな場所が  
区域指定の  
対象となります。

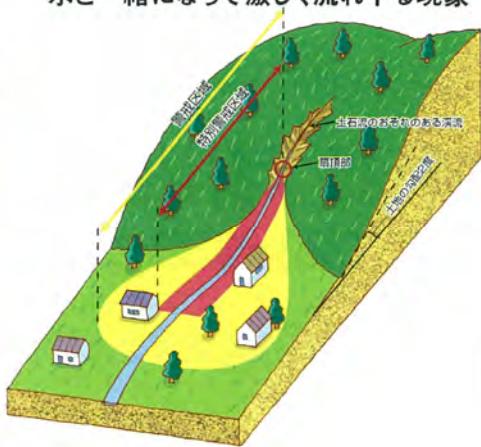
### がけ崩れ

雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象



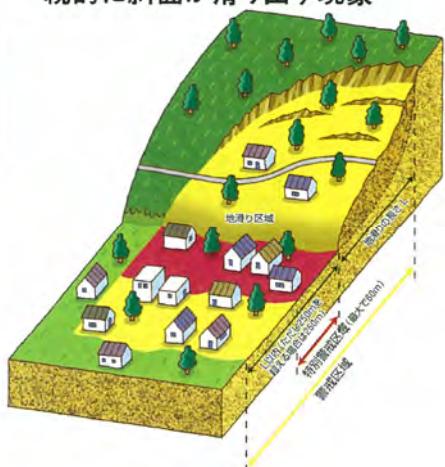
### 土石流

山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒に激しく流れ下る現象



### 地滑り

雨や雪どけ水が地下にしみこみ、断続的に斜面が滑り出す現象



# 「土砂災害防止法」で区域に指定されると…

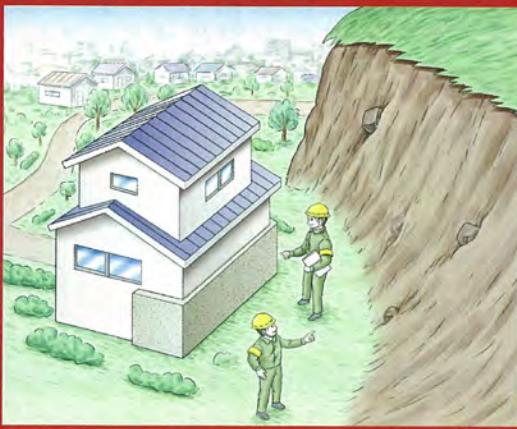


## 警戒区域では



### 警戒避難体制の整備

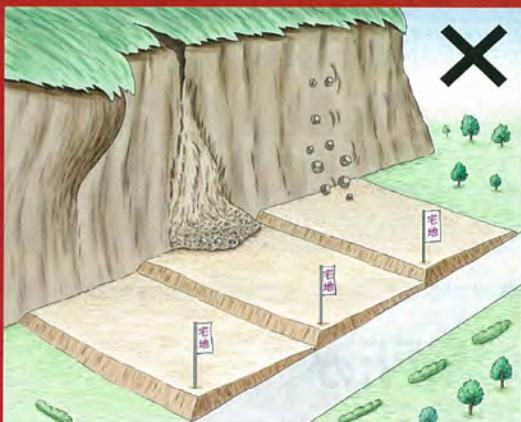
土砂災害から生命を守るために、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。【市町村】



### 建築物の構造規制

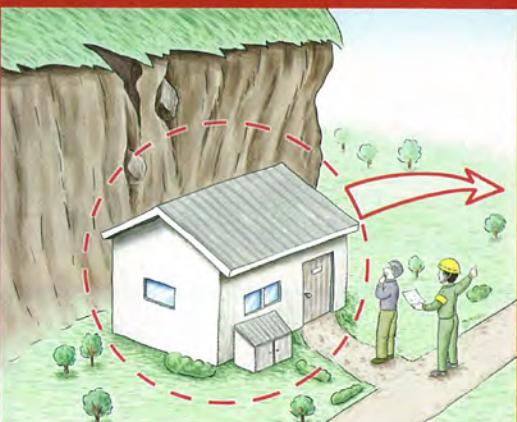
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。

## 特別警戒区域ではさらに



### 特定の開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲や災害弱者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。【都道府県】



### 建築物の移転

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。【都道府県】

## お問い合わせ先

地域	土砂災害防止法関連について	建築物の構造規制及び がけ地近接等危険住宅移転業による補助関連について
東南村山	村山総合支庁建設部河川砂防課 電話:023-621-8230	
西村山	村山総合支庁建設部西村山河川砂防課 電話:0237-86-8413	村山総合支庁建設部建築課 審査指導担当 電話:023-621-8235
北村山	村山総合支庁建設部北村山河川砂防課 電話:0237-47-8684	
最上	最上総合支庁建設部河川砂防課 電話:0233-29-1409	最上総合支庁建設部建築課 審査指導担当 電話:0233-29-1418
東南置賜	置賜総合支庁建設部河川砂防課 電話:0238-26-6086	置賜総合支庁建設部建築課 審査指導担当 電話:0238-26-6090
西置賜	置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課 電話:0238-88-8234	
庄内	庄内総合支庁建設部河川砂防課 電話:0235-66-2130	庄内総合支庁建設部建築課 審査指導担当 電話:0235-66-5641
県全体	県庁県土整備部砂防・災害対策課 電話:023-630-2614	県庁県土整備部建築住宅課 建築安全推進担当 電話:023-630-2640